

朝日スマート定期預金規定

1. (定期預金口座の開設)

この定期預金は朝日スマートアプリ(以下「本サービス」といいます)によりお客さまご本人名義の定期預金口座を開設することができます。この場合、開設する口座のお取引店は引落口座のお取引店とし、お届印は他に定期性預金のお届印がある場合にも引落口座のお届印と共通とさせていただきます。

2. (定期預金の追加預入)

本サービスにより登録された定期預金口座(以下「定期登録口座」といいます)に定期預金を預入することができます。

3. (定期預金の預入方法)

本サービスによる定期預金(以下「この定期預金」といいます)の預入方法は、あらかじめ指定された引落口座から本サービスによる振替入金によってのみ預入するものとします。

4. (預入金額)

この定期預金の1口あたりの預入金額は、10万円以上1,000万円未満とします。また、預入単位は1万円単位とします。

ただし、自動継続後のこの定期預金の利息は除きます。預入金額は、当金庫の都合により変更することがあります。

5. (定期預金の種類)

本サービスを利用して預入する定期預金は、自動継続扱い(元利金継続)とします。

6. (預入日と適用金利)

(1)預入日は、本サービス操作当日とします。(操作完了時点の日が預入日となります)

なお、操作当日とは、本操作が完了した日をさすものとします。

(2)この定期預金の適用金利は、預入日における当金庫所定の金利とし満期日まで適用します。

なお、適用金利は本サービスの申込画面に表示されます。

7. (預入期間)

この定期預金の預入期間は3ヵ月、6ヵ月、1年の3種類です。

預入期間は、当金庫の都合により変更することがあります。

8. (通帳・証書の発行)

この定期預金の通帳・証書の発行は行いません。

本サービスにて預入内容をご確認いただくことができます。

9. (自動継続)

(1)この定期預金は、当初預入された期間と同一の期間の朝日スマートアプリ定期預金に自動継続します。継続された定期についても同様とします。

(2)この定期預金の継続後の利率は、継続日の預入金額に応じた「朝日スマートアプリ定期預金金利」を適用します。

10. (利息)

(1)この定期預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および預入日における当金庫所定の利率(以下「約定利率」といいます)によって計算し、満期日に支払います。

(2)この定期預金の利息の支払いは、満期日に元金に組み入れて継続します。

(3)この預金を第13条第1項、および第13条第8項第9項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日(継続をした時には最後の継続日)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます)によって計算し、この定期預金とともに支払います。この場合、この定期預金の元金および利息は引落口座へ入金します。

A:6ヵ月未満・・・解約日における普通預金の利率 B:6ヵ月以上1年未満・・・約定利率×50%

(4)この定期預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日数計算します。

11. (反社会的勢力との取引拒絶)

この定期預金は、第13条第9項第1号AからGおよび第2号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第13条第9項第1号AからGおよび第2号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの定期預金の契約をお断りするものとします。

12. (取引等の制限)

(1)預金者が当金庫からの各種確認や資料の提出の依頼に正当な理由なく別途定める期日までに回答しない場合(当該依頼が預金者から届出のあった住所に到達しない場合を含みます。)には、当金庫は、当該預金者について払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとします。

(2)日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当金庫の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当金庫所定の方法により届出するものとします。当該預金者が当金庫に届出た在留期間が超過した場合または預金者が在留資格を取り消された場合、当金庫は、払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとします。

(3)前第1項の各種確認や資料の提出の依頼に対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容、およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、次の取引について制限を行うことができるものとします。

①不相当に多額または頻繁と認められる現金での入出金取引

②海外送金、外貨預金、貿易取引等外為取引全般

③当金庫がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引または法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれがあると判断した個別の取引

(4)前第1項から第3項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者から合理的な説明がなされたこと等により、マネー・ロンダリング、テロ資金供与、または経済制裁への抵触のおそれが解消されたと認められる場合、当金庫は速やかに前3項の取引等の制限を解除します。

13. (預金の解約)

- (1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) お客さまの指定する定期登録口座に預入された個別のこの定期預金のうち、お客さまが指定するこの定期預金に対して本サービスから解約(予約を含む)の依頼をすることができます。
- (3) 満期解約の場合は、指定する定期預金の満期日の前日までに、満期解約の予約をしてください。
満期日に解約後の元金および利息を引落口座へ入金します。
- (4) 満期未到来のこの定期預金に対して、中途解約の依頼をすることができます。
当金庫がやむを得ないと認めた場合、解約は依頼日の当日となり、同日に解約後の元金および利息を引落口座へ入金します。
- (5) 原則として営業店店頭での解約の取り扱いはいたしません。ただし、以下の場合は、お取扱店へのご来店により解約手続きを受付いたします。
 - ① システム障害などにより本サービスからの解約(中途解約を含む)ができない場合。
 - ② 急な資金のご入用などの理由により、既に満期解約予約をしている定期預金の中途解約をご希望の場合。
 - ③ 当金庫がやむを得ないと認めた場合。

【ご持参いただく書類】

 - ・ 普通預金(引落口座)のお届印
 - ・ 本人を証する身分証明書(運転免許証など)
- (6) 上記のいずれの場合(満期解約、中途解約、来店による解約)にも解約後の元金および利息を引落口座へ入金するものとし、現金でのお支払はいたしません。
- (7) 解約(満期解約の予約、中途解約)の受付後は、取消、変更はできません。
- (8) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第17条に違反した場合
 - ③ この預金が法令等や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④ 住所変更の届出を怠る等により、当金庫において預金者の所在が不明となった場合
 - ⑤ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者に確認した事項、および第12条(「取引等の制限」)第1項で定める当金庫からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りであることが明らかになった場合
 - ⑥ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当金庫が預金口座の解約が必要と判断した場合
 - ⑦ 第12条(「取引等の制限」)第1項または第2項に定める取引等の制限に係る事象が当金庫が別途公表する期間以上に渡って解消されない場合
 - ⑧ 上記①から⑦までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認の要請に応じない場合
- (9) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、この定期預金を継続することが不適切である場合には、当金庫は定期預金契約者に通知することによりこの定期預金を解約することができるものとします。
 - ① 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - D. 暴力団準構成員
 - E. 暴力団関係企業
 - F. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - G. その他 A から F に準ずる者
 - ② 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他 A から D に準ずる行為
- (10) 前項により、この定期預金が解約された場合、所定の払戻請求書に届出の印章により、記名押印して本人確認書類とともに当店に提出してください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

14. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に直ちに書面によって届出てください。

- (4)前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5)前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
15. (届出事項の変更等)
印章の紛失、または印章、氏名、住所、その他の届出事項に変更があった時は、直ちに書面によって当金庫に届出てください。
この届出の前に生じた損害について、当金庫は責任を負いません。
16. (印鑑照合)
解約届、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いました
うえは、それらの書類につき偽造・変造その他の事故があってもそのために生じた損害について、当金庫は責任を負いません。
17. (譲渡・質入れの禁止)
この定期預金は、譲渡・質入れすることはできません。
18. (通知等)
届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったとき、または
預金者が到達を妨げた場合でも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
19. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)
(1)この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
①当金庫ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日
②将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待
される日として次項において定める日
③当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者
に到達した場合または当該通知を発した日から1ヵ月を経過した場合(1ヵ月を経過する日または当金庫があらかじめ預金
保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。
④この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
(2)第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次に各号に掲げる事由のみをいうもの
とし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
①預入期間、計算期間または償還期間の末日(自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日)
②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと/当該事由が生じた期間の満期日
(a)異動事由(当金庫ウェブサイトにおいて「異動事由」として掲げる事由をいいます。)
(b)当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金
者に到達した場合または当該通知を発した日から1ヵ月を経過した場合(1ヵ月を経過する日または当金庫があらかじめ
預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限
ります。
20. (休眠預金等代替金に関する取扱い)
(1)この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金
保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
(2)前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場
合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等
代替金債権の支払を受けることができます。
(3)預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支
払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。
①この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当金庫からの入金であって法令また
は契約に定める義務にもとづくもの(利子の支払に係るものを除きます。)が生じたこと
②この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと(当金庫が当該支払の
請求を把握することができる場合に限り。)
③この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例に
よる処分を含みます。)が行われたこと
④この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
(4)当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求
することを約します。
①当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
②この預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機
構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
③前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと
21. (保険事故発生時における預金者からの相殺)
(1)この定期預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する
借入金等の債務と相殺する場合に限り、当該相殺額について期限が到来したものと、相殺することができます。なお、この
定期預金に、質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取り扱いとします。
(2)前項により相殺する場合には、次の手順によるものとします。
①相殺通知は書面によるものとします。
複数の借入金等の債務がある場合には、充当の順序方法を指定し、当金庫所定の払戻請求書に届出印を押印のうえ、通
知と同時に当金庫にご提出ください。ただし、この定期預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務
が第三者の当金庫に対する債務である場合、預金者の保証債務から相殺されるものとします。
②前項の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は延滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3)第1項により相殺する場合の利息等については、次の通りとします。

①この定期預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとし、利率は約定利率を適用するものとします。

②借入金等の債務の利息、割引料、延滞損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとし、利率・料率は当金庫の定めによるものとします。

また、借入金等を期限前返済することにより発生する手数料等の取り扱いについては当金庫の定めによるものとします。

(4)第1項により相殺する場合において、借入金の期限前返済等の手続について別の定めがある時には、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前返済等について、当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

22. (規定の変更等)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより変更できるものとします。

(2)前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上